

平成26年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議審議期間日程表

◇ 審議期間 9月29日～10月21日 (23日間)

日次	月日	曜	会 議 別	開会時刻	議 事 内 容	備 考
第1日	9月29日	月	本 会 議	午前10時	1. 再 開 2. 審議期間の決定 3. 会議録署名議員の指名 4. 諸般の報告 議会事務局長 5. 議案の上程 提案理由の説明…市長 予算・条例等内容説明 …企画財政課長等 6. 監査委員報告 7. 散 会	議 会 運 営 委 員 会
第2日	9月30日	火	休 会			
第3日	10月1日	水	休 会	質疑・一般質問通告書の提出期限午前11時まで		
第4日	10月2日	木	休 会			
第5日	10月3日	金	休 会			
第6日	10月4日	土	休 会			
第7日	10月5日	日	休 会			
第8日	10月6日	月	本 会 議	午前10時	質疑・一般質問	
第9日	10月7日	火	本 会 議	午前10時	一般質問	
第10日	10月8日	水	本 会 議	午前10時	一般質問・議案の委員会付託	
第11日	10月9日	木	休 会	午前9時		予 算 決 算 常任委員会 (予算審査)
第12日	10月10日	金	休 会	午前9時		総 務 文 教 常任委員会
第13日	10月11日	土	休 会			
第14日	10月12日	日	休 会			
第15日	10月13日	月	休 会			
第16日	10月14日	火	休 会	午前9時		産 業 厚 生 常任委員会
第17日	10月15日	水	休 会	午前9時		予 算 決 算 常任委員会 (決算審査)

第18日	10月16日	木	休	会	午前9時		予 算 決 算 常任委員会 (決算審査)
第19日	10月17日	金	休	会			
第20日	10月18日	土	休	会			
第21日	10月19日	日	休	会			
第22日	10月20日	月	休	会			
第23日	10月21日	火	本	会 議	午前10時	1. 委員長報告 2. 質疑・討論 3. 採 決 4. 議員派遣 5. 散 会	議 会 運 営 会 委 員 会

平成 26 年土佐清水市議会第 2 回定例会 9 月第 2 回会議委員会付託議案一覧表

◇ 予算決算常任委員会（26. 10. 8 付託）

番 号	件 名
議 案 第 47 号	平成 26 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 4 号）について
第 48 号	平成 26 年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
第 49 号	平成 26 年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
第 50 号	平成 26 年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
第 51 号	平成 26 年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について
第 52 号	平成 25 年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について
第 53 号	平成 25 年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 54 号	平成 25 年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第 55 号	平成 25 年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 56 号	平成 25 年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 57 号	平成 25 年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第 58 号	平成 25 年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 59 号	平成 25 年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
第 60 号	平成 25 年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第 68 号	平成 26 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 5 号）について

◇ 総務文教常任委員会（２６．１０．８付託）

番 号	件 名
議 案 第 6 3 号	土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第 6 4 号	半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 6 5 号	土佐清水市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
第 6 6 号	土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 6 7 号	工事請負契約金額の変更について

◇ 産業厚生常任委員会（２６．１０．８付託）

番 号	件 名
議 案 第 6 1 号	土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
第 6 2 号	土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

平成２６年土佐清水市議会第２回定例会９月第２回会議議案等件名及び議決結果一覧表

◇ 今会議提出分（市長提出）

議案番号	件 名	提出月日	議決月日	議決結果
報 告 第 ７ 号	専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）	９． 29	—	—
第 ８ 号	専決処分した事件の報告について（土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について）	〃	〃	〃
第 ９ 号	専決処分した事件の報告について（土佐清水市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について）	〃	〃	〃
第 10 号	専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）	10. 8	〃	〃
議 案 第 47 号	平成２６年度土佐清水市一般会計補正予算（第４号）について	９． 29	10. 21	原案可決
第 48 号	平成２６年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第１号）について	〃	〃	〃
第 49 号	平成２６年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について	〃	〃	〃
第 50 号	平成２６年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第１号）について	〃	〃	〃
第 51 号	平成２６年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）について	〃	〃	〃
第 52 号	平成２５年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	認 定
第 53 号	平成２５年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃
第 54 号	平成２５年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃
第 55 号	平成２５年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃
第 56 号	平成２５年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃

第 5 7 号	平成 2 5 年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9. 29	10. 21	認 定
第 5 8 号	平成 2 5 年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃
第 5 9 号	平成 2 5 年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃
第 6 0 号	平成 2 5 年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	原案可決
第 6 1 号	土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	〃	〃	〃
第 6 2 号	土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	〃	〃	〃
第 6 3 号	土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	〃	〃	〃
第 6 4 号	半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	〃
第 6 5 号	土佐清水市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	〃
第 6 6 号	土佐清水市社会体育施設の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	〃
第 6 7 号	工事請負契約金額の変更について	〃	〃	〃
第 6 8 号	平成 2 6 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 5 号）について	10. 8	〃	〃
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	10. 21	〃	同 意
第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃
第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃
同 意 案 第 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃
第 7 号	土佐清水市教育委員会委員の任命について	〃	〃	〃

◇ 今会議提出分（議員提出）

議案番号	件 名	提出月日	議決月日	議決結果
市 議 会 議 案 第 6 号	2015年10月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書の提出について	10. 21	10. 21	否 決
第 7 号	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書の提出について	〃	〃	原案可決
第 8 号	「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の提出について	〃	〃	〃
第 9 号	地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書の提出について	〃	〃	〃
第10号	軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書の提出について	〃	〃	〃

平成２６年土佐清水市議会第２回定例会９月第２回会議意見書議決結果一覧表

議案番号	件名	提出月日	議決月日	議決結果
市議会 案第 6 号	2015年10月の消費税率10％への再引き上げ中止を求める意見書の提出について	10. 21	10. 21	否 決
市議会 案第 7 号	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書の提出について	〃	〃	原案可決
市議会 案第 8 号	「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の提出について	〃	〃	〃
市議会 案第 9 号	地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書の提出について	〃	〃	〃
市議会 案第 10 号	軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書の提出について	〃	〃	〃

平成 2 6 年土佐清水市議会第 2 回定例会 9 月第 2 回会議選任事項表

事 項	選任月日	方 法	人員	氏 名	
議会運営委員会委員	10. 21	指名(委員会 条例第 7 条 第 1 項規定)	1	委員会	委 員
				議会運営	岡崎宣男
人権擁護委員	10. 21	同意	3	弘畑眞百合 (土佐清水市下川口 770 番地) 昭和 25 年 4 月 20 日生	
				吉永由加利 (土佐清水市厚生町 8 番 5 号) 昭和 37 年 5 月 19 日生	
				濱崎初子 (土佐清水市天神町 8 番 6 号) 昭和 27 年 8 月 22 日生	
固定資産評価審査委員会委員	10. 21	同意	1	尾崎裕夫 (土佐清水市三崎 677 番地) 昭和 26 年 4 月 15 日生	
教育委員会委員	10. 21	同意	1	山本 周 (土佐清水市中央町 3 番 14 号) 昭和 55 年 3 月 14 日生	

平成 26 年土佐清水市議会第 2 回定例会 9 月第 2 回会議一般質問通告一覧表

◇一般質問

順位	質 問 者	質 問 内 容
1	7 番 小川豊治君 (一問一答)	1 市勢の活性化について ○人口問題について ○移住対策の実績と今後の施策は ○企業誘致について ○働く場の確保への取り組み
		2 災害に強い郷土（まち）づくりについて ○土砂災害警戒区域について ○住民への周知は ○急傾斜地域の問題について ○県単・市単事業の件について
2	3 番 細川博史君 (一問一答)	1 防災対策について ○自主防災組織について ○地元の各種団体の役割について ○避難場所における諸問題について ○災害後のケアについて
		2 福祉について ○介護支援について ○高齢者福祉について
		3 地域活性化について ○地域おこし協力隊について
3	2 番 森 一美君 (一問一答)	1 魚価安定化方策について ○最近のメジカ魚価の推移 ○宗田節の値段の推移 ○安定に向けた話し合いの場を
		2 休校中の学校施設の活用 ○活用状況 ○各学校の管理経費は ○柔軟な活用ができないのか
		3 トイレの設置について ○遍路道の公衆トイレ等はどのくらいあるか ○案内表示板の工夫を ○ぜひ設置して欲しい
		4 地方創生政策に対する取り組みについて ○早期の計画策定を ○中高一貫教育の実現 ○清水高校への専門学科設置の推進を柱にしては

4	10 番 岡崎宣男君 (一問一答)	1 公の施設の有効活用について ○休廃校の利活用について ○休廃校の現在の利用状況について問う ○旧三崎小学校の目的外使用が可能となる時期はいつ頃か ○地域再生の一助として公の施設の活用を
		2 農業振興について ○本年の米価について問う ○飼料用米の奨励は必要ではないか問う ○耕作放棄地の解消に向けた取り組みについて ○関係機関とも連携し、農家の増収を図れ ○農業指導員の雇用等について
5	4 番 前田 晃君 (一問一答)	1 学校給食について ○学校給食の現状について ○学校給食の計画について ○学校給食実施上の留意点について
		2 学校現場の多忙化解消について ○OECD「国際教員指導環境調査」について ○学校現場の実態について ○長時間勤務・多忙化解消について
		3 国保税について ○国保税引き上げへの市民への声について ○国保税の引き下げについて
6	1 番 田中耕之郎君 (一問一答)	1 人口減と市民生活について ○人口推移について ○財政見通しについて ○子育て支援について
		2 地震津波災害対策について ○事業計画と予算について ○自主防災組織支援の現況と今後の活動支援について ○津波避難タワーのこれまでの取り組みの経過と今後の計画について
7	12 番 武藤 清君 (一問一答)	1 「元気で豊かな地方の創生」 ○どう立ち向かう ○課題は
		2 空き家対策 ○実情と対策
		3 斧積地区「元気村おのづみ」 ○高知新聞厚生文化事業助成決定となった背景 ○学ぶべきことは何か ○今後はどう生かす
		4 犬猫の飼い方 ○改正動物愛護管理法施行から1年 人間とペットの関係はどう変わる ○その実態はどうか

8	8 番 西原強志君 (一問一答)	1 地方創生とその対応と対策について ○地方創生を図るには、どのような事業を推進すれば地域活性化に繋がるのか ○後継者対策について ○高齢社会に伴う高齢者の生きがい対策について ○人口減少に伴う対策について ○交流人口の拡大に伴う対策について ○若者の就労の場の確保について ○地方創生を今後どのように図るか
		2 地域防災計画について ○地域防災計画の改定について ○防災意識の向上を図る対策について ○危険空き家対策について ○実効性のある地域防災計画の改定について
9	11 番 仲田 強君 (一問一答)	1 土佐清水の活性化について ○さかなのまち土佐清水の復活 ○観光立市土佐清水を目指した観光産業の活性化 ○一次産業の活性化で雇用の創出
		2 防災対策について ○災害に強いまちづくり
		3 教育・文化のまちづくり ○ジョン万のふるさと誇りとスピリットを兼ね備えた教育・文化のまちづくり
		4 高齢者福祉について ○地域包括ケアシステムの構築など心の通い合う福祉のまちづくり
10	2 番 岡本 詠君 (一問一答)	1 市斎場について ○年間の利用件数について ○道路整備の見通しについて
		2 清水港のゴミ問題について ○清水港の利用隻数について ○外来船の利用隻数について ○昨年度の水揚げ高について ○外来船による賦課金の収入は？全体の何%？ ○港にゴミ箱がないため海に捨てている実態について ○環境問題について
		3 仮称「新清水保育園」建設の進捗状況について ○工事が遅れているのか？ ○遅れているならば、その理由について ○自家用車で送迎する場合のルートは？ ○園児数の推移について ○職員配置について
		4 鳥獣被害について ○現在の被害の実態、概要について ○昨年度の被害額について ○被害の大きい地域について ○市としての対策について

平成 26 年土佐清水市議会第 2 回定例会 9 月第 2 回会議意見書（全文）

市議会議案第 6 号

2015 年 10 月の消費税率 10% への再引き上げ中止を求める意見書の提出について
土佐清水市議会会議規則第 14 条の規定により、首題の件に関し次のとおり意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 21 日

議長 永 野 裕 夫 様

提出者 前田 晃

賛成者 西原 強志

岡崎 宣男

武藤 清

２０１５年１０月の消費税率１０％への再引き上げ中止を求める意見書

政府は、４月の消費税率８％への増税に続き、２０１５年１０月からの税率１０％への再引き上げを今年中に決断するとしている。しかし、以下の理由で１０％への再引き上げはすべきではない。

４月から６月期のＧＤＰは、年率換算で７．１％もの大幅減となった。その主な要因は、個人消費が増税前の駆け込み需要の反動減を超え、年率換算１８．７％と大きく落ち込んだこと。住宅投資や企業の設備投資も大幅な減となったためである。消費税率８％への増税が経済成長に急ブレーキをかけたことは明らかである。

本市も経済活性化の必死の努力を続けているが、中小零細企業、中小商店、低所得者層が多く、消費税の増税がより深刻な否定的影響を与えており、地域経済活性化の見地からも増税は避けるべきである。

また、市民の暮らしの実態は、年金の連続削減、医療費や社会保険料の負担増、もともと低い賃金の連続的な低下、物価高、その上の８％への増税で我慢の限界を超えている。市民生活はこれ以上の痛みに耐えられる状態にはない。

消費税法附則第１８条第３項は、経済状況によっては「施行の停止を含め所要の措置を講ずる」と、増税中止を選択することも可能と明記されている。現下の経済情勢、市民の暮らしの実態は、この条項を発動すべき緊急事態となっている。法の解釈どおり「施行の停止」を決断すべきである。

よって、国においては、２０１５年１０月の消費税率１０％への再引き上げを行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年１０月２１日

土佐清水市議会議長 永野 裕夫

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
総務大臣 高市 早苗 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿

市議会議案第 7 号

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書の提出について

土佐清水市議会会議規則第 14 条の規定により，首題の件に関し次のとおり意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 21 日

議長 永 野 裕 夫 様

提出者	田中耕之郎
賛成者	岡本 詠
	細川 博史
	浅尾 公厚
	森 一美
	小川 豊治
	岡崎 宣男
	仲田 強

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成２２年７月１１日に行われた参議院選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であるとする。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については、慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題になることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学び、そして取り組むべきは選挙区の見直しによる数字合わせに終始することではなく、これからの国の姿勢を示した上で、選挙区制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について、根本から議論を行い、必要に応じて制度の改正を行うことであるとする。

よって、国におかれては、次の事項につき、特にご留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改正を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年１０月２１日

土佐清水市議会議長 永野 裕夫

参 議 院 議 長 山 崎 正 昭 殿

衆 議 院 議 長 伊 吹 文 明 殿

市議会議案第 8 号

「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の提出について

土佐清水市議会会議規則第 14 条の規定により，首題の件に関し次のとおり意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 21 日

議長 永 野 裕 夫 様

提出者	小川 豊治
賛成者	田中耕之郎
	岡本 詠
	細川 博史
	前田 晃
	浅尾 公厚
	森 一美
	西原 強志
	仲田 強
	武藤 清

「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書

多極分散型の国土形成の必要性が四全総でうたわれて久しいが、東京一極集中の是正や個性と魅力ある地方をつくるといった観点に立てば、改めて中山間地域の再生に向けた様々な施策の拡充は論を待たない。とりわけ、世界有数の森林国である我が国においては、その大部分が中山間地域に位置していることから、林業の振興を図ることで、人口流出防止のダムの効果を果たすことになるを考える。また、そのことが地方再生の原点になるとも考える。

よって、国におかれては、「森林・林業基本計画」の推進と平成27年度予算に際しては、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 「森林・林業基本計画」に基づく森林・林業の再生と、森林の多面的機能の持続的発揮に向け、森林整備の推進と地球温暖化防止森林吸収源となる森林の拡大・機能向上に必要な森林整備加速化・林業再生基金事業の継続と、その予算を確保すること。

また、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加する等、森林吸収源対策に係る安定的財源確保を図ること。

2 地球温暖化防止に係る森林吸収源対策については、森林資源の循環による吸収量確保に向け、皆伐跡地の確実な更新及び再生林に必要となる苗木の安定供給体制の確立、種苗事業体の育成対策を強化すること。

3 民有林における森林経営計画の定着に向け、境界確定、路網整備、不在者対応をはじめとする集約化促進に対するさらなる支援の拡充を図ること。

また、計画作成中の促進を図るため、市町村への林務担当職員の配置に向けた検討を行うとともに、計画を作成する人材の育成・確保等の対策を強化すること。

4 「木材自給率50%以上」の達成に向け、「公共建築物等木材利用促進法」に基づく、地域材を利用したCLT工法等を用いた公共建築物整備の促進を図るとともに、販売コーディネート機能にあわせ持つ官民共通のストックヤードの整備など、地域材の計画的供給体制・販売体制の確立を図ること。

未利用資源を活用した木質バイオマス等再生可能エネルギー政策の推進に当たっては、適正な原木買取価格を山元への還元をすること。また、地域林業の確立、地域雇用の確保を図ること。

5 国の事業の発注に当たっては、都道府県を基本単位とした入札参加資格、植栽から下刈りまで一括した複数年契約の導入など、山村地域の振興、林業における地元雇用の安定的な確保をはじめ、事業体の育成・確保の見立てに立った入札制度に見直すとともに、地域雇用の拡充と雇用改善に向け、地元企業などに対する優遇措置を講じること。

6 条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業による公的森林整備の拡充を図ること。

あわせて、森林農地整備センターに係る受け皿法人の検討に当たっては、事業実施に係る組織の早期具体化と体制の充実を図ること。

また、不在村所有森林などの集約施策が困難な森林については、地方公共団体等の買い入れ促進を図る管理代行制度を進めるため、全額国費による予算措置を講じること。

7 国有林野事業については、公益重視の管理経営を一層推進する一方、組織・技術力・資源を活用した民有林への指導とサポートを通して地域貢献を果たせる体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月21日

土佐清水市議会議長 永野 裕夫

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
文部科学省大臣	下村博文殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
農林水産大臣	西川公也殿
国土交通大臣	太田昭宏殿
環境大臣	望月義夫殿
林野庁長官	今井敏殿

市議会議案第 9 号

地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る

意見書の提出について

土佐清水市議会会議規則第 14 条の規定により，首題の件に関し次のとおり意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 21 日

議長 永 野 裕 夫 様

提出者	細川 博史
賛成者	田中耕之郎
	岡本 詠
	前田 晃
	浅尾 公厚
	森 一美
	小川 豊治
	西原 強志
	仲田 強
	武藤 清

地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書

山村における経済力と住民の福祉の向上を図り、あわせて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的として、昭和40年に「山村振興法」が制定され、これまで国の政策支援が行われてきた。

山村地域は、国土と自然環境の保全、水源の涵養、地球の温暖化防止等、多面的で公益的な役割を果たしている。

しかし、山村を取り巻く環境は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少、生活環境整備の遅れと過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下など多くの課題を抱え、依然として厳しい状況にある。

そのような中で、山村振興法の期限が平成27年3月末に切れることから、山村地域の振興や地域林業の確立、そして就業機会の拡大や雇用の確保、若者定住等、今後一層の施策の拡充に向け、国におかれては、次の事項を実現するよう強く要請する。

1 「山村振興法」を延長し、「森林・林業基本法」による施策の展開（第2条：多面的機能の発揮，第15条：定住の促進，第17条：都市と山村の交流）を踏まえた都市と山村の格差是正を主眼に置いた対策に加え、地域山村が果たす多面的機能の発揮に係る国の責務を明確にし、対策を講じること。

また、山村振興法第3条（山村振興の目標）に、林業・木材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大と雇用確保及び若者定住に向けた条件整備を明確に位置づけ、対策を講じること。

2 森林吸収源対策、森林資源を活用した再生可能エネルギー対策の推進を通じた雇用の創出及び、「固定価格買取制度」に係る、原木の買取価格保証等の制度化を図ること。

3 地域林業を指導する「フォレスター」「森林施業プランナー」の育成・確保及び山村市町村への林務担当職員の配置に向けた国の支援措置を講じること。

4 林業事業体従事者、特に若者の定住対策として、所得補償を行うための林業就業給付金（仮称）の制度化及び住宅に関する自治体の優遇措置への支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月21日

土佐清水市議会議長 永野 裕夫

衆議院議長 伊吹文明 殿

参議院議長 山崎正昭 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿
文 部 科 学 省 大 臣	下 村 博 文 殿
厚 生 劳 働 大 臣	塩 崎 恭 久 殿
農 林 水 産 大 臣	西 川 公 也 殿
国 土 交 通 大 臣	太 田 昭 宏 殿
環 境 大 臣	望 月 義 夫 殿
林 野 庁 長 官	今 井 敏 殿

市議会議案第 10 号

軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書の提出について

土佐清水市議会会議規則第 14 条の規定により，首題の件に関し次のとおり意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 21 日

議長 永 野 裕 夫 様

提出者 浅尾 公厚

賛成者 田中耕之郎

岡本 詠

細川 博史

前田 晃

森 一美

武藤 清

軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に打撃を受けた際に脳が損傷し、その結果として、持続する頭痛、意識状態の変化や事故後の記憶喪失、けいれん発作や手足のしびれなどの多岐にわたる症状が現れるなど、重傷な場合は寝たきりの生活になることもある。

この疾病は、磁気共鳴画像（MR I）などによる画像診断だけでは異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損傷賠償責任保険の補償対象にならないケースが多くなっている。働くことができないうえに補償も十分に受けられない患者は、経済的に追い込まれ、本人、家族にとって深刻な状態が続いています。

国においても、平成25年5月に、厚生労働科学研究事業の軽度外傷性脳損傷の定義に該当する可能性がある症例があることが報告され、この結果を受け、高次脳機能障害のうち画像所見が認められない軽度外傷性脳損傷に関する労災の障害給付請求事案について、厚生労働省本省に報告し、個別に判断することとなった。このことが、新たな一步になると期待されている。

さらに、世界保健機関（WHO）においては、軽度外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところである。

よって、国におかれては、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 軽度外傷性脳損傷のために働けない場合、労災の障害（補償）年金が受給できるような労災認定基準を改正すること。
- 2 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経的検査法など、画像診断に代わる軽度外傷性脳損傷の判断方法を導入すること。
- 3 軽度外傷性脳損傷については、国民をはじめ教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月21日

土佐清水市議会議長 永野 裕夫

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
内閣官房長官	菅義偉殿
総務大臣	高市早苗殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿